

11月は鳥取働き方改革推進キャンペーン2026月間です



「働き方改革」川柳 募集中!

キャンペーン期間中、「働き方改革」をテーマにした川柳を募集しています。職場やご家庭で感じることを「5・7・5」に乗せてご応募ください。A-の利用も可能です!



ペンネーム やすさん

残業を減らし 家族の 笑顔増し!

第3回 働き方改革川柳 大賞作品



年次有給休暇取得推奨デーは
11月2日月・20日 金
推奨デーに限らず
期間中に休暇を取得しましょう!



働き方改革は、
いろいろな人が活躍できるよう、
いままでの「当たり前の働き方」を見直していく
取組だよ!

詳しくはコチラをチェック▶



鳥取県マスコットキャラクター
「トリピー」

協力:鳥取働き方改革推進会議

厚生労働省 | 鳥取労働局 | 労働基準監督署 | 鳥取県

◎働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

お問合せ
鳥取労働局雇用環境・均等室
☎ 0857-29-1709

年次有給休暇を活用して 鳥取県の魅力に触れよう!

Point
1

季節のイベントを
楽しむ!



Point
2

歴史や文化に
触れる!



Point
3

旬の味覚を
満喫!



Point
4

日々の疲れを
リフレッシュ!



「働き方改革」とは

働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。鳥取労働局では、鳥取働き方改革推進会議の協力により、関係機関で働き方改革に関連する相談・セミナー等、様々なイベントを予定しています。

今こそ、さらに、働き方改革を進めましょう。

▼ 相談支援・セミナーについてはこちら



鳥取労働局 働き方改革推進



地域のイベントや自治体活動に あわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけでなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい鳥取県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を 活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。